

【 検 査 】**２８７ 脂肪酸分画の算定について****《令和６年９月３０日》****○ 取扱い**

- ① 脂質異常症と次の併存病名のみに対するD010「７」脂肪酸分画の算定は、原則として認められる。
 - (1) 心筋梗塞
 - (2) 狭心症
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
- ② 脂質異常症疑いと動脈硬化症の併存病名のみに対するD010「７」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
- ③ 高血圧症と次の併存病名のみに対するD010「７」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
 - (1) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (2) 動脈硬化症
- ④ 高血圧症疑いと次の併存病名のみに対するD010「７」脂肪酸分画の算定は、原則として認められない。
 - (1) 心筋梗塞
 - (2) 狭心症
 - (3) 脳梗塞
 - (4) 慢性動脈閉塞症（閉塞性血栓血管炎（バージャー病）又は閉塞性動脈硬化症）
 - (5) 動脈硬化症

○ 取扱いを作成した根拠等

脂肪酸分画は、エイコサペンタエン酸（EPA）やドコサヘキサエン酸（DHA）、アラキドン酸（AA）、ジホモ-γ-リノレン酸（DHLA）などを分画定量し、脂質異常症患者の動脈硬化性心疾患や脳血管障害の進展のリスクを知るために用いられる検査である。

以上のことから、脂質異常症と①の傷病名のみの場合の当該検査の算定は原則として認められるが、脂質異常症疑いと動脈硬化症の傷病名のみの場合は原則として認められないと判断した。

また、脂質異常症のない高血圧症と③の傷病名のみ及び高血圧症疑いと④

の傷病名のみの場合の当該検査の算定は、原則として認められないと判断した。